

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

益田市立美都中学校

## 1 学校いじめ防止基本方針の捉え方

本校は、「友愛」「勉学」「創造」の3つの校訓を掲げ、「自他を尊重し、自ら考え、主体的に行動する生徒の育成」を学校教育目標としており、安心して学べる学校づくりを全校体制で進めている。特に、生徒同士、生徒と教職員間の温かい人間関係を基礎として教育活動を展開し、豊かな体験活動によって、生徒も周りの大人も人としてともに成長する学校を目指している。

また、小中の連携や学校・家庭・地域の連携を密にとりながら、就学前から小学校、中学校と地域がともに子どもを育てる体制を整えてきており、その成果を上げている。

ただ、多感な思春期にある生徒たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、コミュニケーション能力の育成、基本的な生活習慣の確立など取り組まなければならない課題も多い。日々の学校生活において人間関係について悩んだり、いじめなどの問題が起きたりする場合がある。生徒が安心して生活し学ぶことができる学校をつくるためには、まず「いじめ」の予防と早期発見、そして迅速で適切な対応に全教職員で努めていかなければならない。

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、SNSなど情報機器を介した人権侵害、暴力行為に及ぶものなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩む事案が起こることも予想される。

そこで、生徒たちが意欲をもって充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」をいじめ防止対策推進法第13条に基づき定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットなどを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの態様・・・ いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれや**集団による無視**をされる。
- 遊ぶふりをして又は故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

○パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。

### 3 いじめ防止対策としての校内体制

#### (1) いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは人間として絶対に許されない」「見て見ぬふりをすることも同様に許されない」という強い認識をもつ。
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」との危機意識をもつ。
- 被害生徒を最後まで守り抜くという姿勢で対応する。
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識をもつ。
- 加害生徒には「自らの行為の責任を自覚させ、二度といじめをさせない」という姿勢で対応する。

#### (2) 未然防止的取組

学校現場における、いじめ防止の基盤となるのは、生徒が周囲との信頼できる人間関係と安心・安全な学校生活が送れる環境である。学校において教育活動を通じて、自尊感情を高められるような活動を工夫するとともに、互いに尊重しあえる支持的な風土の醸成を図ることが重要である。人権教育、道徳教育、キャリア教育の充実を図り、全ての生徒が「いじめをしない」態度や力を身につけるような働きかけを行う。いじめが起きた場合も、子ども同士の強固なつながりにより解決をめざす姿勢を大切にする。

##### ○生徒理解

授業中や休み時間での生徒との会話やふれあいなどを大切にして、生徒理解を深める。学年部を中心に教職員で連携してチームで一人一人への支援を行う。また、家庭とも良好な関係を築くよう努める。学期毎の生活アンケートなどを活用する。

生徒の欠席についても表面的に捉えるのではなく、状況に応じて、きめ細かく理由や背景を把握するように努める。

##### ○教育相談

年に2回教育相談期間を設け、生徒個人の抱える悩みや課題を聞き、注意や対応を要する情報の共有を行う。また、生徒のサインに気づくよう努め、状況に応じて適宜相談活動を行う。

##### ○情報教育

ネット社会における課題や対処法などについて、各学級で指導を行うとともに保護者にもその危険性について研修会等で啓発を進める。

##### ○保小中連携・地域との連携

異校種間相互の授業参観や情報交換、授業交流、PTA活動の連携等を行い、児童生

徒理解を深めるとともに教職員間の連携を強化する。民生児童委員や学校評議員とも連携を図り、生徒の支援体制を整える。

#### ○校内研修

校内の研修では、教職員のいじめ問題等に関する認識の共有を図るため、児童生徒を取り巻く状況や課題について情報を共有するとともに、いじめへの対応について「生徒指導提要」や「いじめ問題対応の手引き」を活用することを通して教職員等の資質能力の向上を図り、すべての教職員の共通理解を図るため、毎年、いじめの問題に関する校内研修を実施する。

#### ○SC・SSWの活用

SCによる全校生徒一人一人との個人相談を行い、教員には話しにくいことなどを聞いてもらえる場を設定する。また、生徒の自己肯定感・自己有用感を高めるストレスマネジメント・ソーシャルスキルトレーニングの授業をSCと一しょに行う。

また、SSWとの連携を強化し、密な情報交換を行うと同時に機動力ある取り組みを推進する。

生徒指導主事・学級担任・養護教諭と連携して、いじめ防止に役立つ研修を行う。

#### ○いじめ問題対策協議会

校長、教頭、生徒指導部、SC、PTA役員等をメンバーとした組織を設置し、校内で作成したいじめ防止に対する具体的なマニュアルやいじめ防止のための年間指導計画に基づき、助言を受けながら検討し、協力体制を整える。

#### ○学校評価

教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。(本校の学校評価で、項目検討により実施予定)

#### ○関係機関との連携

(必要に応じて) ひとまる会議やSSW・児童相談所、医療機関、警察署等との連携を図り、生徒や保護者への指導支援に活かす。

#### ○相談窓口

外部の専門家を活用するなどして啓発活動や集会活動などを実施する。それぞれの機関からの資料や情報を提供し、いじめの相談につながる相談窓口について周知を徹底する。

### ○保護者の責務

保護者は学校等が行ういじめの防止の取組に協力する。また、保護者は子どもが使用する情報端末（スマートフォンやゲーム機等）についてフィルタリング等の設定を行うこと（ペアレンタルコントロール）でネット環境を整えるようにする。

### **（３）いじめの早期発見の取組**

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。また、児童生徒や保護者等から訴えがあった場合は、その訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくことでいじめの早期発見につなげる。

いじめの早期発見のために学校は以下のことに取り組む。

○日頃の学校生活を通して児童生徒との信頼関係を構築する。また、児童生徒の生活記録や連絡帳などの指導を通して児童生徒の心情理解に努める。

○定期的な教育相談の機会を確保し、方法についても工夫を図る。

○アセスや学校が独自に行うアンケート調査を通して児童生徒の実態把握や現状分析に努める。

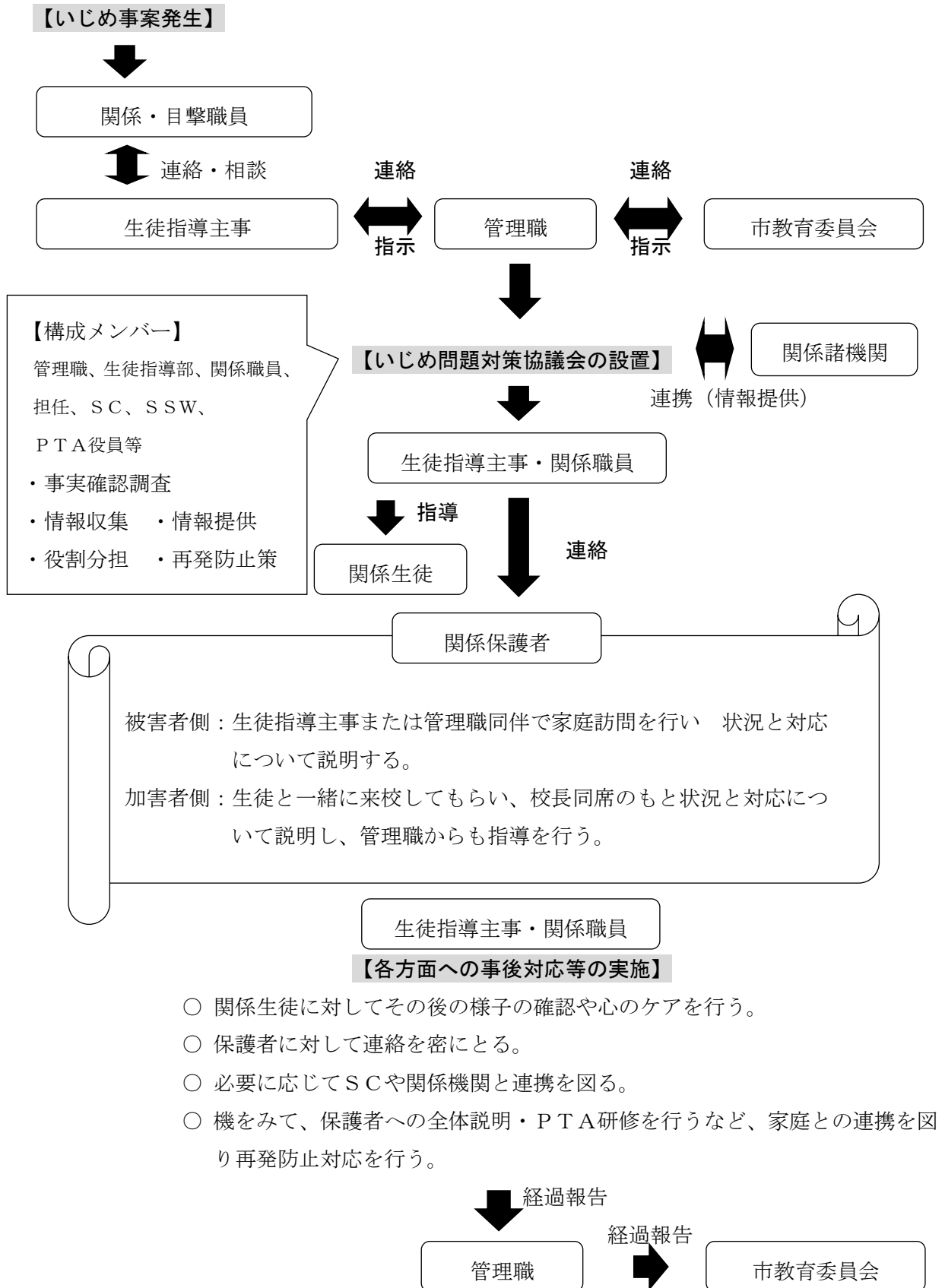
○各種相談機関の相談窓口などについて周知を進めるとともに、適切な利用について指導する。

○保護者や地域との懇談、連絡会などを通して児童生徒の学校内外の様子を把握する。

○児童生徒の情報端末の利用状況を定期的に実態調査する。

#### (4) 対処的取組

##### いじめについての問題行動が起こった場合の対応



### ○いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめを受けた生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、十分な配慮のもと聞き取り等を行う。なお学校へ登校することを無理強いすることなく、必要に応じて学校外の居場所、学びの場を紹介するなど生徒の立場で継続的に寄り添える体制をつくる。

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんと取る。
- ・保護者に対して、事実を説明するとともに、今後の指導方針や再発防止体制を説明し理解を得る努力をする。また、適宜家庭訪問を行い、状況報告していく。
- ・全職員に事実報告をし、いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるよう全職員で支援を行う。
- ・養護教諭やＳＣと連携し、メンタルヘルスケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- ・市教育委員会に事実関係を報告するとともに指示を受ける。

### ○いじめを行った生徒またはその保護者への助言

- ・事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導を行う。また、継続的に指導をして相手の思いや自己の行為の責任を自覚させ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・いじめに至った原因や背景を明確にし、当該生徒の健全な人格の発達を考え、適切な教育的配慮を行う。
- ・家庭に事実と指導経過の報告を行うとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導を協力してできるようにする。

### ○再発防止のための取組

- ・いじめがあった事実を真摯に受け止め、学校環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ・学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ・保護者会や学校公開等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、いじめのない学校づくりに努める。

### ○関係集団への働きかけ

いじめの現場に居あわせた生徒に対しては、事実確認の過程で自身を事象の関りを振り返らせ、その状況に応じた指導を行う。

- ・自分の問題をとって捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

## ○インターネット上のいじめの対応

- ・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか、定期的なアンケートや教育相談を通して把握に努める。
- ・不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるための措置をとる。その際、必要に応じて警察や専門機関と適切な連携をとる。

## ○関係機関との連携

いじめ問題は学校だけでの解決が困難な場合もある。関係機関（教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等）との円滑な連携を図る。

## ○いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって容易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態には、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案していじめ対策協議会で組織的に判断する。

### 1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヵ月を目安）継続していること。

### 2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（1）の判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及びその保護者に対して、面談等により確認する。

## ○保護者の対応

- ・学校と保護者が協力して、いじめの解決に向けて子どもを指導・支援する必要がある。
- ・子どもが使用する情報端末（スマートフォンやゲーム機等）がいじめに関わるとき、その記録の削除等の対応を責任もって行う。

## **（5）重大事態発生時の措置**

### ○重大事態とは

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することが余儀なくされている場合
- ・生徒に精神性の疾患が発症した場合
- ・生徒が身体に重大な障害を負った場合
- ・生徒が金銭を奪い取られた場合
- ・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合

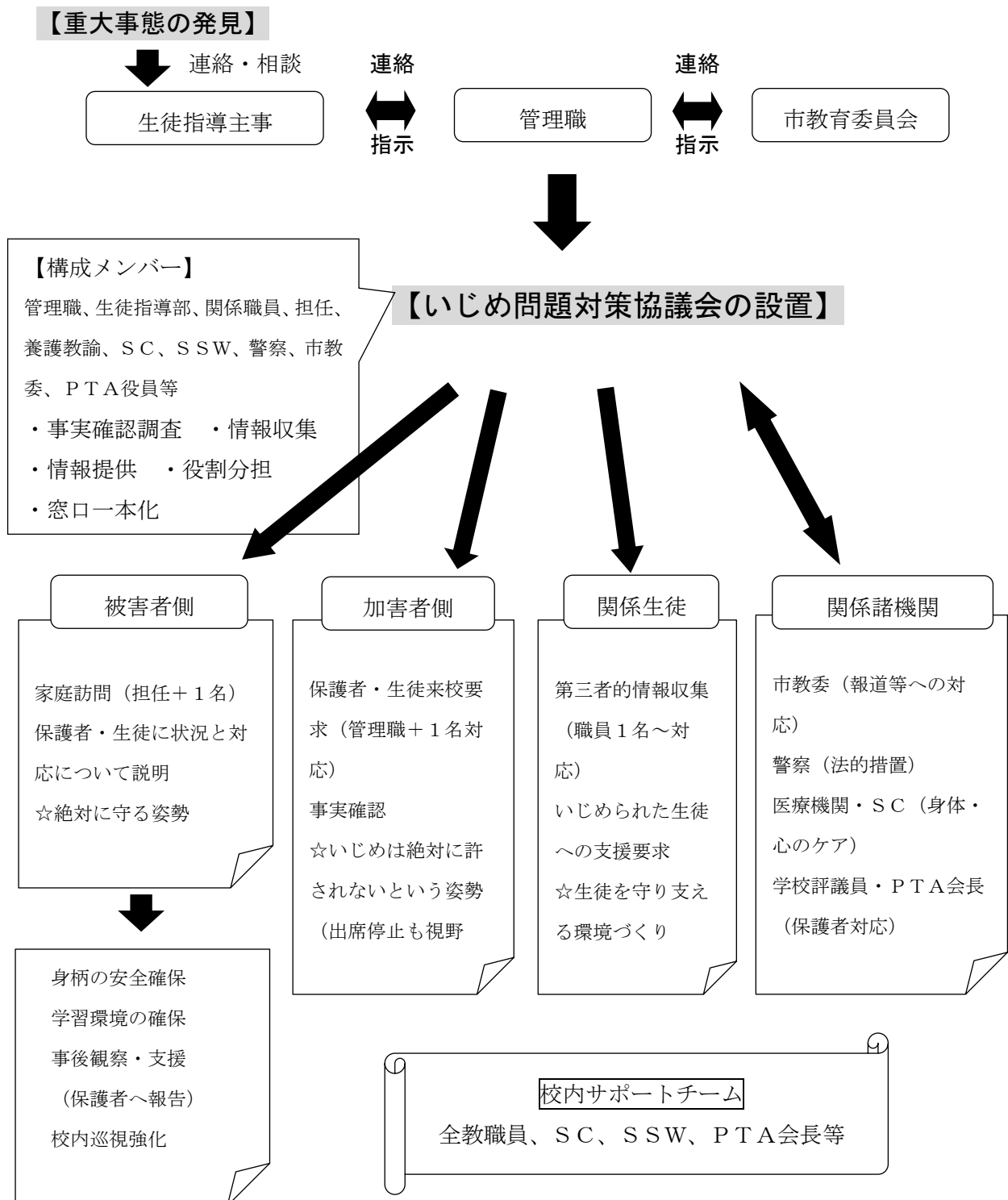
○上記のような場合は市教育委員会に迅速に報告する。

○市教育委員会と協議し、調査主体を定め、必要に応じて第三者を含めた組織を活用して調

査する。

○調査は益田市いじめ防止基本方針に基づき、実施する。

### 重大事態発生時のいじめ防止体制



※ 重大事態が発覚した時点で、いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。

※ 重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。